

救助工作車（Ⅱ型）
仕 様 書

令和 7 年度

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

第1 総則

1 目的

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「発注者」という。）が令和7年度に購入する「救助工作車Ⅱ型」（以下「本車両」という。）について定める。

2 概要

本車両は、主として次に掲げるものにより構成すること。

- (1) シャン
- (2) キャブ
- (3) 主要装置等
- (4) 電装
- (5) ボディ
- (6) 積載室（収納庫）
- (7) ボックス類救助資機材（各種）
- (8) 積載はしご昇降装置
- (9) 取付品及び取付装置
- (10) その他

3 車両条件

本車両は、この仕様書に適合して製作するとともに次の条件を満たし、消防車両として最適な構造及び性能を十分に有すること。

- (1) 堅牢にして、常時、登録された車両総重量の状態において長期の仕様に十分耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えること。
- (2) 使用取扱い上の安全及び操作性を十分考慮すること。
- (3) 清掃、点検、整備及び調整が容易に行えること。
- (4) 本車両作成全般にあたり、活動隊員の労働軽減、安全性及び軽量化に十分な配慮を図り製作等を行うこと。
- (5) 道路狹隘地域において、円滑な消防活動が行えるよう、各部分のサイズをコンパクトにする配慮、研究がなされていること。
- (6) ISO 認証取得による品質管理及び環境管理システムにて製造を行うこと。また納車時に認証取得の写しを提出すること。

4 関係法令等

次の法令を遵守すること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）

- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）
- (5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (6) この仕様書に定めるもののほか、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に適合するものであること。
- (7) その他関係のある法令

5 疑義

製作にあたり、この仕様書、又はこの仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、直ちに発注者に連絡、協議し承諾を受けること。

6 提出書類

- (1) 受注者は、契約後速やかに契約金額内訳書を提出すること。
- (2) 受注者は、製作に当たりこの仕様書に基づき下記の図書を製作提出し、発注者と製作上の細部について十分な打ち合わせを行い製作承認を受けること。

ア 製造承認5図面	3部
イ キャビン架装図	3部
ウ 動力伝達装置関係図	3部
エ 電気系統図及び配線図	3部
オ ウインチ装置架装図	3部
カ クレーン装置架装図	3部
キ 発電装置及び伸縮照明装置架装図	3部
ク 積載資機材の配置図	3部
ケ 製作工程表	3部
コ その他発注者が指示する書類（ISO認証の写し）	必要部数

- (3) 受注者は納車時に次の関係図書を提出すること。

ア 内訳明細書	1部
イ 車両及び特殊装置、資機材の取扱説明書	各2部
ウ 自動車車検証	1部
エ 緊急自動車届出確認証	1部
オ 製作完成艤装5図面（PDFファイルで提出すること）	1部
カ 動力伝達装置関係図（PDFファイルで提出すること）	1部
キ 電気系統図及び配線図（PDFファイルで提出すること）	1部
ク ウインチ装置架装図（PDFファイルで提出すること）	1部
ケ クレーン装置架装図（PDFファイルで提出すること）	1部
コ 発電装置及び伸縮照明装置架装図（PDFファイルで提出すること）	1部
サ 積載資機材の配置図（PDFファイルで提出すること）	1部

シ	各種保証書	1 部
ス	その他発注者が指示するもの	1 部
セ	シャシ関係取扱説明書	1 部
ソ	整備解説書	1 部
タ	パーツリスト	1 部
チ	緊急自動車届出書	1 部
ツ	写真（前後左右）及び CD-R	2 部
テ	完了届（納品内訳書）	1 部
ト	その他発注者が指示する書類	必要部数

7 検査等

- （1）製作工程において、艀装状況及び装備品、附属品の積載取付状況について中間検査を行うこと。
- （2）中間検査の回数は、発注者と協議し実施すること。
- （3）納入時において、艀装及び積載品等の検収を行うものとする。
- （4）中間検査及び完成検査終了後、発注者が指定する書式にて検査報告書を提出すること。なお、完成車重量実測測定検査及び完成車転覆角度検査を受けて納入時に証明書を提出すること。

8 納入

- （1）納入時、車両及び各資機材の燃料は限度まで入れること。
- （2）納入時及び新車点検時の点検整備は、細部にわたり実施し、特に各部の増し締めを行うこと。なお、1 か月点検を受注者の負担にて実施すること。また、その際にエンジンオイル、及びオイルエレメント一式を無償で交換すること。
- （3）受注者は、本仕様書による完成車を納入すること。また、車両登録（リサイクル料、車庫証明、緊急車指定申請書含む）及び回送納入等は、経費を含めすべて受注者の責任において行うものとする。ただし、自賠責保険料、自動車重量税については、発注者の負担とする。
- （4）更新対象車両登録抹消手続は、永久抹消登録（解体届出）又は一時抹消登録手続を受注者が行うこと。

9 保証

- （1）納入後、1 年以内に各装置等の保守点検を受注者が無償で行うこと。
- （2）本車両を安全に使用するための講習を実施すること。なお、講習時間、講習内容、講習機関にあっては別途発注者と協議すること。
- （3）納入に至るまでに発生したどのような事故も、受注者において責任を負うものとする。
- （4）保証期間は1 年間とする。また、その他については別途契約書のとおりとする。

る。

(5) 車両及び機器メーカーの保証期間が1年間を超える場合、各メーカーの保証期間とする。

(6) 保証期間後であっても、設計、製作及び材料不良等が瑕疵によって生じた場合は、受注者が無償で修復すること。

10 下取り

(1) 入札金額は、既存車両（境港消防署配備 境港工作車 鳥取800は51）の下取り価格を差し引いた金額を計上するものとする。また、下取りに係る費用は、一切受注者の負担とする。

(2) 下取り車両は現状渡しとし、使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づき、受注者において輸送、解体処分し永久抹消登録すること。なお、一時抹消登録証明書または、登録識別情報等通知書（一時抹消登録）及び登録事項等証明書をそれぞれ発注者に提出すること。

(3) 売却車両の輸送、解体処分及び永久抹消登録等に係る経費（リサイクル料金未預託部分含む）は、受注者が負担するものとする。なお、車両引き渡し後の事故、損傷等について発注者は一切責任を負わないものとする。

(4) 自動車重量税の還付手続きを受注者が行い、還付金を発注者が指定する方法で発注者に納入すること。ただし、自賠責保険の還付手続きについては発注者が行うものとする。

11 仕様記載物品

仕様にある取付品、取付装置及び附属品については、記載する物品又は同等品以上のものとする。

12 納入期限、及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 納入期限 令和8年3月31日（火）

(2) 納入場所 鳥取県米子市両三柳5452

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

13 支払方法

支払方法は業務完了払いとする。

第2 全般仕様

1 一般事項

(1) 本車両は、この仕様書に掲げる仕様を上回る強度、耐久性及び機能を有すること。なお、走行中の振動、操作等に十分耐え得る構造にするとともに、走行及びアイドリング時にビビリ音等の発生しない構造とすること。

(2) 本車両は、鋼板製、FRP製またはアルミ製ルーフ等にて一体形成を成し、

キャブチルトができる構造とする。また、積載室の側板上面はキャビンルーフと同じ高さにし、ボディラインが一体形成となるようデザインに配慮した構造とすること。

- (3) 主要装置操作時及び隊員昇降時等に接触しやすい場所は、ステンレス製保護板を張ること。
- (4) ステップ等、水の滞留する恐れがある場所には、相当な大きさの水抜き口を設けること。
- (5) 必要箇所には、エンジンオイル点検並びに車両整備が容易に行えるスペース開口部、点検口等を設けること。
- (6) 各装置は無線障害防止に配慮すること。
- (7) ステップ、ブラケット、タラップ、手摺棒等を取り付ける部分には補強を施し強度を確保すること。

2 使用材料及び材質

- (1) 使用される材料は、耐蝕性に優れたもの又は必要に応じ防蝕処理が施されたものであり、難燃性に優れたもの及び経年変化の少ない素材を適正に選定すること。
- (2) 使用材料及び部品は、全て新規製品又は新品とすること。
- (3) 本車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き日本産業規格品を使用すること。ただし、ボルトナット類はステンレス製ISOねじ又はこれに準ずるものを使用すること。
- (4) プラスチック類は、原則として難燃性のものを使用すること。
- (5) ゴム製品は、原則として耐油性の合成ゴムを使用すること。

3 構成品

車両、装備品、資機材は、全て新品とすること。また、別表記載の装備品資機材等に、新規製品が生産された場合は、発注者と協議し、新規製品を納入すること。

4 標準取付品

公表した標準取付品又は装備品は、全て納入すること。ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては、発注者と協議し除くことができるものとする。

5 電装品

- (1) メイン電源をカット（ON・OFF）できる装置を設けること。
- (2) バッテリーは、保守点検が容易にできるように設置し、プラス側の端子には短絡を防止するための保護カバーを取り付け、極性を逆にして取り付けないための措置を講ずること。
- (3) バッテリー配線は、第2種キャブタイヤケーブルとし、配線の長さは、バッテリーが引き出された状態を見込んで余裕を取り、バッテリー引き出し作業を繰り返すこと。

返しても緩まない構造とすること。

(4) 無線妨害防止措置として各電装品は、電波障害の発生しないものとする。

(5) 灯火類には可能な限り高輝度LED灯を取り付けること。また、工作車後部のスイッチについては、点滅灯及び照明灯スイッチ付近に銘板を付して集約し天井への乗降に支障のない位置に防水加工を施して取り付け、夜間でも容易に操作できるようにLED照明灯を設けること。

(6) 電気配線は次のとおりとすること。

ア 機装品用配線は、エンジンスタートスイッチのACCに連動し通電すること。

イ 各配線及び電装品端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け、整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とするとともに、雨水のかかる部位の端子は防水処理を施すこと。

ウ 熱の影響を受ける可能性のある部品は、耐熱ケーブルを使用し、断熱処理を施すこと。

エ 配線が貫通する部分及びフロア等でケーブル摩耗等のおそれのある部分は、グロメット又は保護管等による摩耗防止処理を施すこと。

オ 電気部品及びこれらの結合部分は、JISC-0920（電気機器の外部による保護等級）保護等級1（防滴Ⅰ形）又は保護等級2（防滴Ⅱ形）とすること。ただし、水密部又はこの処理を特に必要としない部位についてはこの限りでない。

カ 各配線は、絶縁性に優れ、長さに余裕のあるものを色分けして使用すること。

キ 各電装品は、各標準ヒューズボックス又は増設ヒューズボックスに接続すること。

ク 増設ヒューズボックスはブレードヒューズ型とすること。

なお、取付位置は乗降に支障がなく、かつ、足下等に当たらず容易にヒューズの脱着ができる位置とすること。

ケ 増設ヒューズボックスは、被覆保護をすること。

コ 増設ヒューズの名称を、見やすい位置に表示すること。

サ 配線等は、原則として露出することなくダッシュパネル及び内張等の内側とすること。

(7) ボンディングアースを発注者の指定する箇所に取り付けること。（別途協議）

(8) PTOスイッチは2系統（本使用・予備）を設け、PTO接続状況を明示するランプ等を運転席から視認しやすい位置に設けること。また、PTOを入れたままDレンジに入れると、警報を出す安全装置を設けること。

6 塗装

(1) 塗装は、完全な防錆加工を施し、朱色にて2回以上吹き付けし、十分乾燥後磨

き出し仕上げを行うこと。

- (2) 塗装の色分け等は、下記のとおりとする。ただし、アルミ縞板、アルミ保護板、ステンレス部、銘板等は地色とすること。

ア 外枠部

(ア) 外側（シャッター外側含む）	朱色
(イ) 内側（積載部含む）	別途協議
イ ボックス内部	別途協議
ウ クリップボルト	別途協議
エ 作動油配管	別途協議
オ 給脂ニップル	別途協議
カ 給油配管・グリース配管	別途協議

- (3) ルーフは、電波吸着塗料を塗布し、無線アンテナのアースを取ること。
- (4) シャシ、及び下回り部分に長期間使用及び塩害（凍結防止剤）から車体を保護するため、高性能塗装を実施すること。
- (5) 各シャッター両面に、車体と同色の塗装を施すこと。

7 文字表示（協議事項）

- (1) キャブ側両ドアに次の方法により記入すること。

- ア 後部ドア左右に、別途指示する文字を記入すること。
- イ 横文字左書きで記入すること。
- ウ 文字の大きさは100mm程度とすること。
- エ 文字は、丸ゴシック白文字とすること。

- (2) 車体に次の方法により記入すること。

- ア 資機材収納部のシャッターに「別途指示する文字」を記入すること。
- イ シャッターのデザインは発注者と打合せすること。
- ウ 横書きで記入すること。
- エ 字体は、丸ゴシック白文字とすること。

- (3) 標識部に次の方法により記入すること。

- ア 「境港」と記入すること。
- イ 字体は、丸ゴシック黒文字とすること。

- (4) 車体前部及び車体後部に発注者の指示する文字を記入すること。

- (5) その他の文字・デザイン表示については発注者と別途協議とすること。

8 その他

- (1) 各スイッチ等の装備部分には、名称及び銘板を取り付けること。
- (2) 車両外部に取り付けられる各スイッチは、保護枠を取り付けること。
- (3) 資機材の収納ボックスにはスノコ板、またはクッションゴム等を敷き、機材

- の保護を図るとともに、防水パッキン、水抜き穴等の必要な処置を講じること。
- (4) 機材等がボディに接触する場所には、必要に応じ保護板等を取り付けること。
 - (5) シャシフレームに電子式防錆装置を取り付けること。
 - (6) 取付品及び別途指示する支給品取り付けについては、落札業者と別途協議指示する。
 - (7) レバー等には、名称や開閉方向を表示すること。
 - (8) 操作装置には、名称や操作方向を表示すること。
 - (9) 各灯火及びスイッチには、保護枠を設けること。

第3 シャシの仕様

- 1 本車両に使用するシャシは、キャブオーバーダブルキャブ型5.5トン級増トン低床消防専用シャシであること。
 - (1) 駆動方式 4輪駆動車（オートマチックトランスミッション）
 - (2) 艀装 救助工作車Ⅱ型（寒冷地仕様）
 - (3) 駆動伝達装置 フルパワーPTO、トランスミッションPTO付き
 - (4) エンジン出力 74kW（100ps）以上
 - (5) 乗車定員 6人
 - (6) 車両全長 8,470mm以内
 - (7) 車両全幅 2,360mm以内
 - (8) 車両全高 3,250mm以内
 - (9) ホイルベース 2,800mm以上
 - (10) 車両総重量 11,000kg未満
 - (11) ボディカラー 朱色（消防緊急車仕様）

第4 キャブの仕様

- 1 キャブ外観
 - (1) キャビン上部はミドルルーフとし、軽量かつ、十分な強度を有し、耐久性、耐熱性に優れた材質で、後部隊員席の室内高は1,700mm以上を確保すること。
なお、キャブ上部には静止荷重300kg、動荷重150kgレベルの耐荷重を有するアルミ縞板張り落としこみルーフデッキを設けること。
 - (2) ルーフデッキに耐荷重50kg以上のステンレス製D環6個を取り付けること。なお、取付位置の詳細については、別途協議とすること。
 - (3) 電子サイレン用型スピーカーをキャブ前方に設けること。なお、取付位置の詳細については、別途協議すること。
 - (4) デッキ側面に左右2箇所、計4箇所に無線アンテナ台座を設けること。

- (5) キャブ背面に無線アンテナ用入線孔を左右に1箇所ずつ設けること。
- (6) 各ドアのフェンダー部及び踏込部にアルミ保護板を貼ること。
- (7) フロントウインド上部にステンレスグリップを左右対称に取り付けること。
- (8) フロントルーフ軒部分に、ウインチ部を照射できる照明灯を設けること。
- (9) 後部座席の昇降ステップはグレーチングメタルとし、滑り止めテープを貼り付けること。また、LEDステップランプを取り付けること。
- (10) 前後席には昇降に必要なステンレス製の乗降用アウターグリップを両側に設けること。
- (11) 運転席側後部座席昇降ステップの支障とならない位置に、マグネット式の外部入力コンセント（以下「外部入力」とする。）を設けること。また、コード長さは10mとすること。
- (12) 外部入力部へコンセントを接続時、キャブ内に取り付けたAC100Vコンセントが使用できる構造とし、走行中はインバーターからの電源とする自動切換構造とすること。なお、設置位置、個数にあつては、別途協議とすること。
- (13) 外部入力部へコンセントを接続時、キャブ内に設けたスイッチを切り替えることにより、オイルパンヒーターが使用可能である構造とすること。
- (14) 外部入力へコンセントを接続時、次のとおり、自動充電装置が使用可能である構造とすること。
 - ア AC100Vの電源からシャシ積載のバッテリーに自動的に充電する装置を取り付けること。
 - イ 過充電防止装置付きとすること。
- (15) フロントバンパーは、シャシフレームをウインチのロープガイドまで張り出し、その上部面にアルミ縞板を取り付けるとともに、ステンレス製ピントルフック（強度3トン以上）2個をシャシフレームの間隔で左右対称に取り付けること。
なお、取付位置等の詳細については別途協議すること。
- (16) フロントバンパー下部にステンレス製式バウシャックル（強度3トン以上）2個をシャシフレームの間隔で左右対称に取り付けること。なお、取付位置等の詳細については別途協議すること。
- (17) 乗降口の保護用プレートを運転席・助手席各2か所、リヤドア乗降口各1か所取り付けすること。
- (18) 後部座席後部をボックス形状に張り出すこと。
- (19) キャブチルト装置については、次のとおりとすること。
 - ア 電動油圧キャブチルト装置を取り付けること。
 - イ チルトアップ時の注意事項を表示すること。

2 キャブ車内

- (1) 本車両に適応の純正エアコンを取り付けること。
- (2) 前向きとし、前部2人、後部4人掛けとすること。
- (3) 運転席及び助手席は通常のシートとすること。
- (4) 後部座席座面及び背もたれ部分は上下落とし込み式とすること。
- (5) 後部座席後方にパンチングメタルを取り付け、空気呼吸器用幅広マジックバンド4基、面体掛けフック4基を設けること。また、下部に収納箱を上面マット張りタイプで設けること。さらに、収納箱内資機材を容易に取り出すため、空気呼吸器の固定装置と収納箱上面に空間を設けること。なお、収納箱内の仕様は、別途協議すること。
- (6) 後部座席は、左右2分割で背もたれ上下落とし込みシート薄型左右扉とすること。
- (7) 後部座席前方に、手摺棒（中間パイプ型）を設けること。
- (8) 運転席上部のオーバーヘッドコンソールは、キャビン内の隊員から視認及び操作が容易に行えるよう角度をつけた加工を施し、集中警報装置を設けること。
集中警告装置は模写した車体絵図をLED透過照明により車両の各ドア、各シャッター、各収納庫等の開閉状況、並びに梯子等の収納状況及び照明塔収納確認、クレーン及びアウトリガー収納確認灯を点灯させ、車両走行の障害を警告するものとする。
- (9) 運転席から見やすい位置に、モニターを設けること。また、同モニターからボートの連結状況が確認できること。
- (10) 前部座席中央部に、コンソールボックスを設け、操作が容易に行えるように次に掲げる各装置の電装用スイッチ類等を取り付け、銘板を付すこと。
 - ア 盤面灯
 - イ 10連スイッチボックス
 - ウ 音声合成式電子サイレン
 - エ モーターサイレンスイッチ（自動吹鳴装置付き）
 - オ 電子サイレン
 - カ アンプ用マイク掛け
 - キ 車載型無線機
 - ク AC100V コンセント2口
 - ケ オイルパンヒーター切替スイッチ
- (11) コンソールボックス内に無線機充電器及び携帯電話充電器を設置し、充電できる構造にすること。さらに、地図入れBOX（A3）を設置すること。なお詳細にあっては、別途協議すること。
- (12) 後部座席前方上部にルーフセンターコンソール（下部パンチングメタル式）

を設け、上部にゴムマット、脱落防止用網ネット及び取付用フックを取り付けること。

- (13) ルーフセンターコンソール後部座席側左右に100Vコンセントを各2口設け、ON・OFF切替スイッチを取り付け集中管理できる仕様とし、コンセントは、抜け止め式とすること。なお、コンセント取り付けに伴うインバーター容量については、別途協議すること。
- (14) キャビン前上部にグローブボックスを取り付けること。
- (15) 各ドアのフェンダー部及び蹴込み部分にアルミ化粧板を張ること。
- (16) 後退警報ブザー用の消音スイッチ（ON／OFF）を運転席付近に設けること。
- (17) 全座席は、超防汚製シートカバーを掛けること。なお、シート及び色は、別途協議すること。
- (18) 各座席に3点式シートベルトを取り付けること。なお、後部座席については2点式とすること。
- (19) 後部席上方にエアコンの吹き出し口を設けること。
- (20) 無線スピーカーを、車内・車外に切換えるトグルスイッチをコンソールボックスに設けること。

3 10連スイッチ

- (1) 取付位置は、運転席及び助手席から容易に操作できる位置とすること。
- (2) 各スイッチの機能を明瞭に表示し、電源は、エンジンスタートスイッチのACCに連動する照度調整機能付き、LED透過照明ディスプレイとすること。
- (3) 各スイッチ表示は、別途協議すること。

4 キャブ車内照明

- (1) 後部座席上部の天井左右に埋込式LED照明を取り付け、スイッチはON・OFF・ドア連動の3極にすること。なお、スイッチは上部左右に設けること。
- (2) 運転席、助手席にLEDマップランプ、後部座席の両側に、LEDフレキシブルマップランプを設けること。
- (3) キャブ内シャシ標準照明灯及びメインスイッチを照射するLED灯は、メインスイッチに関係なくドア連動で点消灯する構造であること。なお、メインスイッチを照射するLED灯は残光式とすること。
- (4) 各ドアにLEDフットランプ、LEDステップランプ及びドアエッジLED（赤色）を取り付けること。なお、後部座席グレーチングメタル踏部には別にLEDステップランプを設けること。

5 消防エンブレム

キャブフロント中央フロントグリル上部に耐蝕鍍金を施した消防章を設置する

こと。なお、サイズは別途協議すること。

6 車載無線関係

当該車両に積載する無線設備等（車載無線機一式及びA V M等車載端末装置等）は、発注者が別に行う、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業の事業者（以下「指定業者」）と調整し、本事業にかかる作業を実施すること。

また、新規取付けする無線設備等は、指定業者が実施（取付け及び機能点検含む）するが、本事業の受注者は取付けに必要な配線工事及び工作等の必要な調整、施工等の処置を施すこと。

なお、詳細については発注者及び指定業者と協議するものとし、次の項目に留意すること。

（１）配線工事及び工作等に関する事項

ア 配線は配管パイプ内を通すこと。

イ 電源配線とアンテナ配線及び信号配線は別の経路をとること。

ウ 配線等は、新品を使用すること。

エ 敷設した配線の端末には、全て荷札を取り付けて種別を明確にすること。

オ 事前配線や艀装段階での必要な事項は指定業者と協議すること。（詳細は別途協議する）

（２）運転室付近に無線設備等を取付けできるように必要な取付け用金具及び取付け用架台を設けること。また、必要に応じて無線設備等の収納庫を助手席後部に設置すること。

（３）無線スピーカーは、後部座席上部の指定した場所に新規品を取付けること。
また、運転席周辺は無線本体側スピーカーを使用する。

（４）無線機等のノイズ対策のため、アースボンディングを取付けること。

（５）無線アンテナ線を車内に引き入れる部分は雨水等の侵入防止構造とすること。

（６）無線設備等は取付け用架台にて指定する場所を取付けできるようにすること。

（７）無線設備等にかかる各種アンテナや配管等を容易に点検するために点検口を設置すること。（設置箇所にあっては別途協議する）

（８）機材設置にかかる事前準備等については、指定業者と事前に協議し、配線、配管、設置場所等を決定すること。また、これにかかる機材費、人件費等についてはすべて本事業に含むものとする。

（９）無線設備等取付け後、指定業者による無線設備等の試験通信及び機能点検を実施し、正常に作動すること。また、事前配線等の施工不良が起因となった不具合に関しては受注者が改修等行うこと。（責任分界点等詳細は別途協議する）

第5 主要装置等の仕様

1 ウインチ装置

- (1) ウインチ装置の動力は、車両のトランスミッションP T Oで油圧ポンプを駆動させ作動する、最大引張力能力5トン以上の前引き油圧ウインチを車両に架装すること。なお、車体の振動やねじれ等に十分耐え得る強度を有すること。
- (2) シャシフレームを前方に延長し、フロントバンパーを前側に張り出し、ウインチワイヤー取出部を設けること。また、張り出したバンパーの上面にはアルミ縞鋼板を取り付け、ステップ兼用として使用できるものであること。
- (3) バンパー上面に、耐荷重3トン以上のピントルフック（ステンレス製）をウインチの左右に各1個取り付けること。なお、取付位置等の詳細については、別途協議すること。
- (4) バンパー下部に耐荷重3トン以上のシャックル（ステンレス製）を左右に各1個取り付けること。なお、取付位置等の詳細については、別途協議すること。
- (5) ワイヤーロープの巻き込み用に、全方位対応のロープガイドを取り付けること。
- (6) ワイヤーロープ先端に、カップリング及びアイフックを取り付け、ピンドルフックに固定して収納し、その全体を覆うアルミ縞板製カバーをフロントバンパー部に取り付けること。なお、このカバーは、ウインチ使用時にはカバーを取り外さなくてもワイヤーロープが引き出せるようにすること。
- (7) ワイヤーロープを手動で引き出す時、軽い力で引き出せる機能を設けること。
- (8) 引張力は引き出したワイヤーロープの長さに関係なく、常に5トン以上であること。
- (9) ワイヤーロープの巻取・送り出しスピードは、低速ギヤ・高速ギヤの2段階に切り替えができること。
- (10) リモコン装置には張力負荷率等を表示する表示計を設けること。
- (11) 非常用操作スイッチを別途設けてあること。

2 クレーン装置

- (1) クレーン装置の動力は車両のトランスミッションP T Oで高圧ポンプを駆動させシャシ後部に最大吊上げ能力2.9トン級クレーン装置を架装し、シャシフレームを必要に応じ補強すること。
- (2) クレーン操作部左右の見やすい位置に、圧力計、デジタル荷重計及び水準器を設けること。
- (3) 手動操作レバーによる手動操作及び無線リモコン装置による遠隔操作が可能であり、同一周波数の混信等による誤操作に配慮すること。
- (4) クレーン塗装の色及び文字表示等は、別途協議とすること。また、文字・デザイン表示については再帰性に富んだ反射材を使用すること。

- (5) クレーン操作部に、各操作レバーを有効に照射できるLED照明灯を設けること。
- (6) クレーン及びアウトリガーの未格納警報装置を設けること。
- (7) 自動格納装置付きであること。
- (8) クレーン装置部に後部保護板を設けること。また、先端部収納位置の下部には耐圧ゴム板を設けること。
- (9) アウトリガーの張り出しは手動式とし、張り出し部に警告用トラテープを張ること。
- (10) アウトリガーシリンダー側面を保護するための措置を講じること。
- (11) 敷板(300×300×50mm・合成樹脂製・固定取手付)2枚(左右各1枚)をアウトリガー付近に固定装置を設け、容易に取り出しができる構造とすること。また、敷板はアウトリガージャッキにマグネット等により取り付け可能にすること。なお、予備の敷板(左右各1枚)を納品すること。
- (12) 両アウトリガー端部には、黄色灯を設け、PTOスイッチ「ON」、「OFF」に連動して点灯、消灯するものとする。
- (13) ブーム、アウトリガー作動にて点灯する、ブーム、アウトリガー収納確認灯をキャビン内集中ボックスに設けること。
- (14) 防錆性を考慮し、手動操作ロッドはステンレス製とすること。
- (15) ブーム先端にD環及びクレーン先端灯(LED)を取り付けること。なお、取付位置は、別途協議すること。
- (16) クレーンモード切替スイッチを、車両左右のクレーン本体付近に取り付けること。
- (17) クレーン操作は左右で行えるものとし、操作部を有効に照射する照明灯を設けること。
- (18) 定格荷重制限装置は自動停止型とすること。
- (19) クレーンの仕様は次のとおりとすること。
 - ア 最大吊り上げ能力 2.9トン以上
 - イ 最大ブーム長 8.91m以上
 - ウ 最大地上揚程 10.70m以上
 - エ 最大作業半径 8.71m以上
 - オ ブーム段数 4段(軽量)
 - カ 駆動方式 トランスミッションPTO油圧式
 - キ ラジコン 液晶ラジコン(株式会社タダノ・レバー式)
- (20) クレーン操作レバーの配置にあっては、株式会社タダノ仕様とすること。
- (21) クレーンラジコンは、同ラジコンでクレーン及び照明等の操作が可能とし、

各操作の状況を確認できる表示灯を車体両側面に設けること。

(22) この仕様書に明記されていない装備品及び附属品等は、メーカー標準仕様とすること。

(23) インフォメーションパネルを両側に取り付けること。

(24) ブーム及びアウトリガーインターロック装置を取り付けること。

(25) クレーンブーム下面にLED灯を設けること。

3 照明装置

照明装置は、発電機、操作配電盤及び伸縮装置付投光器で構成し、夜間のあらゆる災害時の照明並びに電源供給作業が十分行える能力を有するもので、永年使用に耐えられる装置であること。なお、本仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の標準仕様とする。

(1) 発電機

発電機の主要諸元及び性能は次のとおりとすること。

ア 型式 株式会社湘南工作所 GE-2412B又は同等品以上

イ 出力 10KVA

ウ 電源 単相100V

エ 周波数/回転数 50~60Hz/1500rpm~1800rpm

オ 励磁方式 自励式

カ 駆動方式 車両エンジンからPTO駆動力取出し方式

(2) 操作配電盤

操作配電盤は、発電機と照明装置への電源供給操作を一体化したもので、必要最低限の大きさにまとめ各計器類は合理的に配置し、扉は防滴構造とすること。

ア 型式 株式会社湘南工作所 SVO-CB-FW1又は同等品以上

イ 計器類 電圧・周波数をインジケータ表示（有線操作スイッチ内蔵）

ウ 表示類 塔上昇表示灯、主照明点灯表示灯、周囲照明灯点灯表示灯

エ スイッチ類 点滅、上下左右、伸縮、自動収納、周囲照明灯

オ 車体コンセント 単相100V15A×2個、車体の左右に各1個

なお、取付位置にあっては別途協議すること。

カ その他 エンジン自動調整スイッチ

(3) 投光器用伸縮装置

投光器用伸縮装置は油圧ケーブルレス方式とし、緊急時には手動にて下降できるものとする。また、キャビンと車体最前部の空間中央に取り付け、積載ボックスの収納スペースを妨げない構造とすること。

ア 型式 株式会社湘南工作所 SVO-180CL4A又は同等品以上

イ 伸長高さ 地上高6m以上

- ウ 段数 4 段
- エ 旋回角度 ± 180 度
- オ 俯仰角度 180 度

(4) 主照明灯

主照明灯は耐久性、耐震性及び防水性に優れたものとし、4 段階減光機能を有し投光器の前面は工具不要の脱着式で拡散レンズ及び色温度変換フィルタの取り付けが可能であること。

ア 型式 株式会社湘南工作所 SLD-6000UCL2-D (LED1500W×2 灯) 又は同等品以上

イ 電源 AC100V

ウ 操作方法 有線リモコンスイッチ及び無線リモコンスイッチ

エ 最大中心光度 1,300,000cd 以上

(5) 補助照明装置

補助照明装置は手動にて俯仰旋回可能とし、ストローク 500mm 以上の伸縮柱に搭載するものとする。なお、主要諸元及び性能は次のとおりとする。

ア 型式 株式会社湘南工作所 SLD-R120F (LED80W×1 灯)

イ 電源 DC24V (バッテリー電源)

ウ 伸縮装置 SUD-1FT

第6 電装

- 1 キャブ屋根上に取り付ける電装品は、強固に取り付けるとともに防水処置を施し配線は屋根裏からセンターピラーを通し屋根上に配管用パイプを設けること。
- 2 ヒューズボックスをキャブ内に設け、電装品ごとに名称、アンペアを記入すること。
- 3 キャビン内天井部の内張りは、電装品及び各配線の点検が容易に行える構造であること。
- 4 スイッチ類には、全て銘板を付すこと。
- 5 路肩灯、サイドマーカーランプは車両のスモール点灯に連動すること。
- 6 本車両に装備される次の(1)～(3)装置を使用する際に、最適なエンジンを回転数を自動的に選択する装置を設けること。また、誤動作による各装置の破損を防ぐため、次の(1)～(3)各装置を併用する時には、優先される装置の最適エンジン回転数を自動的に選択・維持し、装置の運用効率を高めるものとする。

(1) ウインチ装置

ア ジョイスティックレバー操作時、エンジン回転数が最適の状態になること。

イ ジョイスティックレバーを操作しない時は、エンジン回転数がアイドリン

グの状態に戻ること。

ウ 発電照明装置と併用時は、発電機の最適回転数を優先させること。

(2) クレーン装置

ア 発電照明装置と併用時は発電機の最適回転数が優先し、アクセルレバーを最大に操作したときもエンジン回転数に影響を与えないこと。

イ 発電照明装置と併用しない時は、アクセルレバーに応じ最大の回転数での操作ができること。

(3) 発電照明装置

ア 配電操作盤に、自動的に発電機の最適回転数までエンジン回転を引き上げ発電誘起するロック式スイッチを設けること。

イ ロック式スイッチをOFFにすると、エンジン回転数がアイドリング状態に戻り発電を停止すること。

第7 ボディの仕様

1 艀装材料の厚さは次によるものとし、フロアステップ、バンパー上部及びその他必要とする部分はアルミ縞板であること。また、アルミ縞板は、磨き加工及びクリアコートを施すこと。

(1) 側板Ⅰ型 1. 6mm以上

(2) サイドエプロン 1. 2mm以上

(3) フェンダー 1. 0mm以上

2 構造及び性能は次のとおりとすること。

(1) 特に指示する部分を除き、全て金属製とすること。

(2) 総体的な重量軽減を図り、前後輪荷重及び左右バランスを考慮すること。

(3) ボディ全般にわたり、防蝕性及び防水性を考慮すること。

(4) ボディ外部で水のたまるおそれがある箇所に、相当の大きさの水抜き穴を設けること。

(5) 点検・整備に際して工具類を使用するためのスペースを確保すること。

(6) プラケット、ステップ及び手摺り等を取り付ける部分は、十分な補強を施すこと。

3 外枠

(1) 車体は、ウインチ装置、発電照明装置、最後部にクレーン装置等を装備し、ボディ扉はアルミ製シャッターで、内部に各種資機材の収納装置を設けること。

(2) 車体の両側面はキャビンと一体感のある構造とし、上部をミドルルーフ上面と同程度嵩立上げして、前後は曲面構造にすること。また、総体的な重量軽減を図り、車体重量、左右前後のバランス、転倒角度を十分考慮して製作すること。

- (3) 車体両側面に設ける資機材収納部の開閉方法は、アルミ製シャッターで手動式（バータイプ）構造とする。また、リミットスイッチを設けることにより、キャブ内に取り付けた表示灯で開閉状態が確認できること。
- (4) 車体両側下部の収納庫の扉は柱の無いピラーレス構造とすること。
- (5) 扉の展開時には収納庫下部に入り込み、収納庫床面より1段下がる構造のアーム型ダンパー方式のチェーンレスステップ等とし、ステップの張り出しを極力抑える等、狭隘道路対策を施すこと。
- (6) 車体両側下部は大型の収納庫を設け、扉内側にはアルミ縞板を張り、扉閉時のロック装置付きとする。なお、サイドに黄色の再帰性に富んだ反射材を貼り付け、各サイド面にLED赤色点滅灯（クリア）を必要数取り付けること。
- (7) 車体両側面のリヤフェンダーは展開式の扉とし、扉内側にはアルミ縞板を張り扉閉時のロック装置付きとする。なお、サイドに黄色の再帰性に富んだ反射材を貼り付け、各サイド面にLED赤色点滅灯（クリア）を必要数取り付けること。
- (8) 車体両側面のリヤフェンダー扉を展開した時は、アーム型ダンパー式チェーンレスステップとの段差が生じない高さ及び張り出し幅となるフルフラット方式とし、ステップ間の移動が容易にできること。
- (9) リヤフェンダーの扉は柱の無いピラーレス構造とすること。
- (10) 車体両側下部の収納庫の扉と両側面リヤフェンダーの扉に設けるロック装置はダブルロックとすること。
- (11) 全ての展開式ステップの角は展開時に隊員の安全を考慮し丸みを施すこと。
- (12) 全ての展開式ステップの上面角に、塗装剥がれを防止するステンレス製のエッジカバーを3面張り付けること。
- (13) エンジン点検用のLED照明を設けること。
- (14) 車体両側下部の収納庫扉にサイドフラッシャーランプを取り付けること。
- (15) フロント及びリヤのタイヤには泥除けを設けること。
- (16) 車両両側下部の必要箇所に丸型のサイドリフレクターを取り付けること。
- (17) 車体上部の大型照明装置灯体を収納するための支持台を設けること。
- (18) 路肩灯（LED）を左右下部収納庫扉に取り付けること。なお、取付位置にあつては、別途協議すること。
- (19) アウトリガー両側面に保護カバーを設けること。また、保護カバーのサイドに黄色の再帰性に富んだ反射材を貼り付け、LED黄色点滅灯（クリア）を埋込式で取り付けること。
- (20) 車体左右に車輪止め左右各2個を収納枠付きで取り付けること。なお、取付位置にあつては、別途協議すること。
- (21) 車両後部に、20型消火器1本を取り付けること。

- (22) 車体後部へ昇降用タラップを設け、滑り止めを施すこと。
- (23) 車両両側のリヤフェンダー内に、環フック（強度500kg以上）を各2か所取り付けること。
- (24) 車体上部右側に、脱着式のアルミ縞板製収納ボックスを設けること。
- (25) 車体両側下部の収納庫内にはLED式の庫内灯を設けること。なお、点灯及び消灯は収納庫扉の開閉に連動すること。
- (26) クレーン基部と積載庫の間は、バスケットストレッチャーが横置きで容易に積み降ろしできるように、車両両側から取り出し可能な構造とすること。さらに狭隘な道路でもバスケットストレッチャーを斜めに取り出せる構造とすること。
なお、当該バスケットストレッチャー付近に、とび口をワンタッチ式で収納すること。
- (27) クレーンブームを収納する屋根部分に掘り込み式の収納庫（スライド式）を設けること。なお、形状及び寸法については、別途協議すること。

4 フロントバンパー

- (1) ウインチのロープガイドまでフロントバンパーを張り出し、バンパー上部にアルミ縞板を取り付け、ピンドルフック（3トン以上）を左右に設けること。
なお、取付位置等の詳細については、別途協議すること。
- (2) ウインチ用のアルミ縞板カバーをフロントバンパー部に設けること。
- (3) 前部ナンバープレート（ステンレス製ナンバー枠付）を取り付けること。
- (4) モーターサイレン（自動吹鳴装置付）をフロントバンパー付近に取り付け、泥はね防止措置を施し、助手席に足踏みスイッチ（カバー付）を取り付けること。なお、取付位置については、別途協議すること。

5 リヤバンパー

- (1) リヤバンパーは旋回時の側板接触を軽減させるために両側板は後方へ 絞り込むこと。
- (2) リヤバンパーの上部はアルミ縞板張りとする。なお、燃料タンク給油口や点検口を備える場合には扉を設け、エンジンが停止時でも内部を有効に照射する照明灯（LED）を設置し、点消灯は、扉の開閉と連動すること。
- (3) 両側面には収納庫を設けること。
- (4) リヤバンパー後方には、コンビネーションランプ及びバックランプを左右に取り付けること。
- (5) 後部には、保護パネルを設け、左右に手摺りを取り付けること。なお、取付位置及び大きさにあつては、別途協議すること。
- (6) 保護パネルの中央付近にナンバープレート（ステンレス製ナンバー枠付）を埋込式で取り付けること。

- (7) リヤバンパー後部に、バウシャックル（3トン級以上）を左右に設けること。
なお、取付位置等の詳細については、別途協議すること。
- (8) リヤバンパー両側面にサイドマーカーランプ（LED保護枠付）を左右各1個設けること。
- (9) リヤバンパー後方には、車体後方から後部ステップへ容易に昇降できる大型の折畳みステップ（四角）を左右に1か所（計2か所）設けること。
- (10) 発電装置から供給される電気を用いるためのコンセント、AC100V×15A 2極×2口をリヤバンパーの左右に設けること。（カバー付き）
なお、取付位置にあつては別途協議すること。
- (11) 後退警報用スピーカーをリヤバンパー内に取り付けること。
- (12) リヤバンパー中央部には収納庫を設けること。なお、詳細にあつては、別途協議すること。
- (13) 車両後部にヒッチメンバー等によりボートトレーラーを牽引できる構造（720kg以上）のものとし、緊急走行時等においても、ねじれ等に耐えるよう十分な強度を有するものであること。また、ボートトレーラーの灯火信号コネクタは、現在保有しているトレーラーに適合するものであること。
- (14) ヒッチメンバー等からボートトレーラーが外れても、完全に離脱しないように金属チェーン等により控えを設けること。

第8 積載室仕様

- 1 積載室の艀装は、デザイン性を考慮し可能な限りの大きさと資機材収納庫とし、デッドスペースの削減を考慮すること。
- 2 積載ボックスは、軽量ユニット方式で車体と完全分離した構造とし、将来資機材の変更が生じた場合は容易に改造できること。
- 3 軽量ユニット方式のユニット枠は防錆のためにステンレス又はアルミを用いて製作を行うこと。なお、積載ユニット枠内部の棚板は高さを自由に換えられる構造とすること。
- 4 積載ボックスの構造は、中央で左右に分割し、両側面を5～6区画すること。
この区画は、収納資機材の現物に合わせ、さらに2～4段の棚に細分すること。
なお、積載ボックスは、将来、資機材に変更が生じた場合は容易にスライドできる構造とすること。
- 5 積載室中央部分を活用するため、大型の扉方展開式収納装置を設け、奥部へ資機材が収納できる二重構造とすること。なお、展開式収納装置の展開時に安全性を考慮した黄色の再帰性に富んだ反射材を貼り付けること。
- 6 予備ボンベ収納時にガタツキがない構造で、かつ、ワンタッチで脱着容易な金具

で取り付けること。

- 7 資機材はアルミ製又はアルミ縞板製のボックスに収納し、搬送を容易にするためゴムカバー付きの取手を設けること。なお、アルミ縞板製ボックスの収納をスムーズにするため、下部に樹脂製の台座を設けること。
- 8 資機材ボックス内に設ける扉は、アルマイト加工を施した化粧パネルを取り付けること。
- 9 資機材の収納部を有効に照射できるLED式室内灯を必要数設け、そのスイッチはシャッター及びボックス扉の開閉に連動すること。
- 10 資機材は、ローラー・移動ローラー・引き出しレール・フルスライド引き出し装置等を用い容易に車外へ引き出せる構造とし、高所の資機材にあっては必要に応じ斜め引き出しを設けること。
- 11 車体の両側面前後に取り付けシャッター用リミットスイッチなどの配線部分に対し、ステンレスの保護板を用いて干渉防止策を講じること。
- 12 資機材の固定は、マジックベルト等を使用するなど、ワンタッチで容易に脱着できる構造とすること。
- 13 各種資機材の収納方法は、次のとおりとすること。
 - (1) 可能な限り同一用途にまとめること。
 - (2) 重量物は、可能な限り下部位置となるように収納すること。
 - (3) 高所に配置されるアルミ縞板製のボックス奥に引掛用ローラーを取り付け、アルミ縞板製のボックスを引き出した際、傾斜をつけた状態で保持できる構造とすること。
- 14 積載庫内の大型照明装置用リモコン収納場所を照射するため、LED照明灯を取り付けること。
- 15 資機材の収納ボックスにはクッションゴム等を敷き、資機材の保護を図るとともに防水パッキン・水抜き穴等必要な処置を講ずること。
- 16 ロープ、カラビナ、救助用縛帯等は、吊り下げフック付きの引き出しレール式へ収納するものとし、両側面は引っ掛かり防止のパンチングカバーを張り、容易に出し入れができること。また、引き出しレール式のパネル下部には収納ボックスを設けること。
- 17 大型油圧救助器具の積載室周辺に同資機材のバッテリー収納庫を設け、AC100V×15A電源からバッテリーを常時充電可能な状態で積載できる構造とすること。また、充電器周辺で個別にON・OFF可能なスイッチを設けること。
- 18 車体の重要な点検箇所に関して、工具を使用するためのスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口または、点検扉を設けること。

- 19 ステップ、ブラケット、タラップ手摺棒等を取り付ける部分は、十分な補強を施すこと。
- 20 板材等の切断端末には、危害防止の面取りを施し、飛び出したボルト類は、短くするなどの工作を行うこと。
- 21 救助資機材等は、積載スペース、重量制限及び転倒角度制限の可能な限り積載するものとし、積載不能の場合は別途協議とすること。
- 22 車体後部の壁面上部左右に、収納枠及び長物資機材の積載庫をできる限り大きく設け、容易に出し入れができる構造とし、三連はしごを収納している状態で長物資機材の出し入れが可能な構造にすること。なお、詳細にあつては別途協議すること。
- 23 車体右側に、防火衣を積載するスペースを設けること。なお、詳細にあつては別途協議すること。

第9 ボックス類仕様

1 バッテリーボックス等

- (1) 車体左側キャブ後方下部に、ボディから延長したバッテリー2個を収納できるボックス及び乗降用ステップを設けること。
- (2) バッテリーボックスは、スライドロック式で横開きの扉とすること。
- (3) 車体右側キャブ後方下部に、ボディから延長した資機材収納ボックス及び乗降用ステップを設けること。

2 ボディ上部アルミ収納ボックス

- (1) ボディ上部右側に、アルミ収納ボックスを取り付けること。
- (2) 収納ボックスは、ダンパー式アルミ縞板製蓋付きとすること。
- (3) アルミ収納ボックスの大きさ、取付方法及びボックス内部の詳細については別途協議すること。

第10 積載はしご昇降装置仕様

- 1 積載はしご昇降装置は、手動ローラー後方引出方式とすること。
- 2 はしご収納枠は三連はしご、かぎ付きはしご及びクロスバーを収納できる構造とし、積み下ろしは地上から容易に操作ができ、垂直近くまで降下が可能で、足元まで降りるダンパー式昇降装置(ステンレス製、又はアルミ製)とすること。
また、ロック装置をダブルロックにすること。
- 3 三連はしご脱着に際し、かぎ付きはしごを取り外さず脱着できる構造とし、ストッパー(布ベルト不可)により確実に固定すること。
- 4 はしご収納枠は、走行時及び昇降時に積載はしごが脱落しないよう確実に固

定できる構造とすること。

- 5 積載はしご昇降装置は、車両の走行振動及び急停車等の衝撃に耐えられ、走行時に昇降動作をしないよう安全装置を施すこと。
- 6 給脂を必要とする部分は、容易に給脂ができること。
- 7 はしご収納枠を収納させる際、元の位置まで移動すると未収納パイロットランプが消灯する構造とすること。なお、設置場所にあつては、別途協議すること。

第 11 取付品及び取付装置

- 1 別表に掲げる取付品及び取付装置は次のとおりとすること。

(1) 灯火類

- ア ミドルルーフキャビンの屋根に、散光式警光灯をルーフ一体型として前面から側面にかけて組み込むこと。
- イ フロントバンパー前面左右に赤色 L E D 点滅灯及びフロントバンパー側面下部左右に、赤色 L E D 点滅灯を埋込式で各 2 個取り付けること。また、フロントウインチ操作ボックス内に、点消灯スイッチを取り付けること。
- ウ 車体両側面上部（嵩上げ煽り箇所部分）に赤色点滅灯を片側 3 個（計 6 個）、作業灯を片側 2 個（計 4 個）、均等間隔で交互に取り付けること。
- エ 車体両側面上部（嵩上げ煽り箇所）の内側に L E D 作業灯を取り付けること。
なお、位置及び個数は、別途協議すること。
- オ フロントグリル上部左右に、赤色点滅灯を各 1 灯（計 2 灯）取り付けること。
- カ フロントメッキグリル内に赤色点滅灯 2 個を、埋め込み式で左右均等な位置に取り付けること。
- キ 車体後部に赤色 L E D 点滅 2 個を、左右均等な位置に取り付けること。
- ク 車体後部に L E D 作業灯 2 個を、左右均等な位置に取り付けること。
- ケ 標識灯は、ミドルルーフ部両側面に埋込式で取り付け「境港」と表示し、車両のスモールランプ連動とすること。
- コ 散光式警光灯と各赤色 L E D 点滅灯は連動で点消灯すること。
- サ 作業灯は、キャブ内の同一スイッチで全て点消灯すること。また、各作業灯付近には個別「ON・OFF」スイッチを設けること。なお、取付位置にあつては、別途協議すること。

(2) 電子サイレン

- ア 電源は、エンジンスタートスイッチの A C C に連動とすること。
- イ 電子サイレンアンプは、音声合成内蔵型及び高警報サイレン内蔵型とし、配線は、キャブ上部薄型スピーカーに配線すること。
- ウ 車両後部に電子サイレン専用のスピーカーを取り付け、後退広報用に配線

すること。

エ 音声合成について、右左折は方向指示器のスイッチで作動し、後退はバックギヤ連動で作動するように配線すること。

オ 音声合成は、電子サイレンアンプの音声合成スイッチをONにしたとき作動するような構造とすること。

カ サイレンアンプのマイクは、前席に1個設けること。なお、取付位置にあつては、別途協議すること。

第12 その他

- 1 受注者は、車両の製作に先立ち、組合と製作上の細部にわたり十分な協議をした上で艤装を行うこと。
- 2 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

別表1 取付品及び附属品

番号	品名	規格	数量
1	標識灯（黄色）	ミドルルーフ一体型	一式
2	自動車用消火器	ABC 粉末消火器 20 型	1 本
3	赤色警光灯	ミドルルーフ埋め込み式	一式
4	電子サイレン	赤色警光灯連動、消防広報用メッセージ付き、音声合成機能付き、高警報音付き	一式
5	後退警報器	音声合成機能	一式
6	車輪止め	ゴム製（大型）	2 個
7	ウインチ		一式
8	クレーン		一式
9	屋上自動上昇式発電照明灯		一式

別表2 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置

番号	品名	規格	数量
1	タイヤチェーン	亀甲型 カム付	一式
2	車外無線送話機取出口		一式
3	GPS ナビゲーション	バックアイカメラ連動	一式
4	電動サイレン	赤色警光灯連動	一式
5	キャブチルト装置	電動油圧式	一式
6	オイルパンヒーター	10mケーブル、マグネット式メタルコンセント付	一式
7	スタッドレスタイヤ	アルミホイール付き	6 本
	反射材		一式

別表3 その他必要な取付品及び附属品

番号	品名	規格	数量
1	作業灯	L E D 式	一式
2	路肩灯	L E D 式	一式
3	後輪照射灯	L E D 式	一式
4	後部側面車幅等	L E D 式	一式
5	ドライブレコーダー	microSD32G 2 枚含	一式
6	車輪止め	ゴム製（大型）	2 個
7	サルベージシート		2 枚

8	標準工具		一式
9	三角停止表示板		2 個
10	カラーコーン	伸縮式（L D E 点滅灯付）	5 個
11	補修用塗料	朱色	2 缶
12	張力計	TMD-N3000	一式

救助用資機材 省令別表第 1（補助対象）

<一般救助器具>

番号	品名	規格	数量
1	かぎ付きはしご	関東梯子 チタン製 1 連梯子 KHFL-CT31	1
2	三連梯子	関東梯子 チタン製 3 連梯子 KHFL-CT（TCR-02、TRS-50L、 TRX-167）セット	一式
3	金属製折りたたみ梯子 又はワイヤーはしご	関東梯子 ワイヤー梯子 KHFL-Y-11（収納袋付）	一式
4	空気式救助マット	ライフキューブ MODEL1515	一式
5	救命索発射銃	レスキューショット	一式
6	サバイバースリング （又は救助用縛帯）	デラックスサバイバースリング	1
		ピタゴール	1
		エバックハーネス	1
7	平担架	チタン軽量担架 タイトン 901-150 型	一式
8	ロープ	東京製綱ワイロンレンジャーロープ RC M 打ち 200m	2
9	カラビナ	ワシ・ツ・スリー K A 10 K - S	10
		ワシ・ツ・スリー K A 12 K - S	10
10	滑車	T R 300	5

<重量物排除器具>

番号	品名	規格	数量
1	油圧ジャッキ	WEBER RZT2-1500 SMART-FORCE （ベースサポート、シルサポート、ロートパット）	一式
2	油圧スプレッダー	WEBER SP54AS SMART-FORCE （スプレッダーチップ、チェーンセット、） （スタブパックセット）（スタブフィックスセット）	一式

3	可搬ウインチ	チルホール TU-16 20m ワイヤースセット	一式
4	ワイヤーロープ	V スリング 3m	2
		V スリング 5m	2
5	マンホール救助器具	レスキュープロセット A	一式

<切断用器具>

番号	品名	規格	数量
1	油圧切断機	WEBER RSC 190 PLUS SMART-FORCE (SMART-FORCE 用 18V バッテリー× 6、18V デュアルベイト充電器×2 含)	一式
2	エンジンカッター	マキタ パワーカッター CE001GZ A-23877×2 (替刃) D988394610×2 (給水タンク)	一式
3	ガス溶断機	ペトロカッター (酸素ボンベ2本含む)	一式
4	チェンソー	マキタ チェンソー MUCO27GZR2 M400C (チェンソーバーセット)	一式
5	鉄線カッター	アングルカッター	一式
		マキタ鉄筋カッタ SC001GZK	一式

<破壊用器具>

番号	品名	規格	数量
1	万能斧	YS-Axe	1
		YS-Lagacy-Halligan	1
2	ハンマー	グラスファイバー柄ハンマー D-GH4.5	1
3	携帯用コンクリート破壊器具	ストライカーブレードセット	一式

<検知・測定用器具>

番号	品名	規格	数量
1	可燃性ガス測定器	複合ガス検知器 XP-302M	一式
		GX-9000 (アンモニア測定仕様)	一式

<呼吸保護用器具>

番号	品名	規格	数量
1	空気呼吸器 (予備ボンベ含む)	ライフゼム A1-12 (予備ボンベ：530CⅢAZ)	5

<隊員保護用器具>

番号	品名	規格	数量
1	皮手袋	トンボレックス ケブラー 繊維&牛革製手袋 K-505	5
2	耐電手袋	電気用ゴム手袋 高圧用	5
3	安全帯	サンコー FR2N-OR	5
4	防塵めがね	スワング WA7-0151 MBK	5
5	携帯警報器	モーションスカウト (K-T-R 型)	5
6	防毒マスク	Drager CDR4500/CBRN Cap1 フィルタ	5

<水難救助用器具>

番号	品名	規格	数量
1	救助用ボート	詳細は別添「救助用ボート仕様書」の とおり	一式
2	船外機	スズキ DF60AT (URA ポリプロピレン製プロペラ ガード付き)	一式
3	水中時計	アクアラング I300C	

<山岳救助用器具>

番号	品名	規格	数量
1	バスケット担架	FERNO バスケットストレッチャー モデル 71 (ブライドル、フローテーションカラー)	一式

<その他の救助用器具>

番号	品名	規格	数量
1	投光器一式	ヤマハ LED 可搬式投光器 XBUSTER (三脚コトール仕様) ヤマハ EF1600is	一式
2	携帯投光器	レッドレンサー P18R WORK	5
3	携帯拡声器	レイニーマホンタ Plus 耐水タイプ	2
4	携帯無線機	モトローラ CL70A	5
5	応急処置用セット	バッグマスク、オスプレイザック	一式
6	その他携帯救助工具	マキタ イスカグ ラインダー GA053GZ	一式

		収納ケース×1 A-59564（替刃）	
7	その他携帯救助工具	マキタシノソー JR002GZ 収納ケース×1 A-57990（替刃）	一式
8	その他携帯救助工具	マキタイパクトドライバ TD003GRAX	一式
9	その他携帯救助工具	マキタパワーソースキット XGT10×1 XGT6×1	一式
10	その他携帯救助工具	マキタリチウムイオンバッテリー BL4080F（A-73368）×2 BL4050F（A-73372）×2 BL4040F（A-69939）×2	一式
11	その他携帯救助工具	KTC 工具セット（チェストタイプ） <72点>	一式
12	その他携帯救助工具	レスキューバール	2
13	その他携帯救助工具	アノー60 C40A60	6
14	その他携帯救助工具	PETZL アノー80 C40A80	6
15	その他携帯救助工具	PETZL アノー120 C40A120	6
16	その他携帯救助工具	PETZL アノー150 C40A150	6
17	その他携帯救助工具	PETZL グリヨン2m LO52AA00	5
18	その他携帯救助工具	PETZL アブソーバカI LO13AA01	5
19	その他携帯救助工具	PETZL OKトライアクトロック M33ATL	10
20	その他携帯救助工具	PETZL キャプティブ	5
21	その他携帯救助工具	PETZL コネクションフィックス G010AA01	5
22	その他携帯救助工具	PETZL コネクションバリオ G011AA00	5
23	その他携帯救助工具	PETZL ポーM	1
24	その他携帯救助工具	PETZL デルタ	4
25	その他携帯救助工具	PETZL バルカン	4
26	その他携帯救助工具	エッジパッド ラージ	3
27	その他携帯救助工具	内張剥がし	2
28	その他携帯救助工具	角スコップ	2
29	その他携帯救助工具	剣先スコップ	2
30	その他携帯救助工具	かけや SR-06-0264	1
31	その他携帯救助工具	のこぎり	2

32	その他携帯救助工具	鎌	2
33	その他携帯救助工具	つるはし	1
34	その他携帯救助工具	レスキューバール NT-HKRB-B	2
35	その他携帯救助工具	とび口	2
36	その他携帯救助工具	検電器 HSN-6A1	1
37	その他携帯救助工具	双眼鏡 Nikon PROSTAFF P7 10x42	1
38	その他携帯救助工具	パイプレンチ	1
39	その他携帯救助工具	グラスマスター	1
40	その他携帯救助工具	セーフティボーイ	1
41	その他携帯救助工具	ペダルカッター WEBER C45-9 ハンツボンフセット	一式
42	その他携帯救助工具	難燃性耐火シート	1
43	その他携帯救助工具	ベアールコンビプロ 40 (キアバック)	1

救助用資機材 省令別表第 2 (補助対象)

<重量物排除器具>

番号	品名	規格	数量
1	マット式空気ジャッキ	WEBER レスキューエアバックセット 12-A	一式

<切断用器具>

番号	品名	規格	数量
1	空気鋸	タイガー エアソー一式 (30Mpa 調整器)	一式

<破壊用器具>

番号	品名	規格	数量
1	削岩機	マキタ HM001GZK A-87476 (ビット)	一式
2	ハンマドリル	マキタ HR005GZK A-58861 (ビット)	一式

<呼吸保護用器具>

番号	品名	規格	数量
1	送排風機	RQ-321Y (ダクト×2 含)	一式
		SUPER VAC SV18-M8PS	一式

<隊員保護用器具>

番号	品名	規格	数量
1	耐電衣	YS-121-1-5	4

2	耐電ズボン	YS-122-1-2	4
3	耐電長靴	YS-111	4

<その他の救助器具>

番号	品名	規格	数量
1	発電機	ヤマハ EF2800ise	一式

救助用資機材 省令別表第3

番号	品名	規格	数量
1	熱画像直視装置	FLIRK2	一式

別添

救助用ボート 仕様書

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

1 総則

(1) 目的

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下、「発注者」という。）が令和7年度に整備する救助工作車（Ⅱ型）の水難救助用器具として配備する救助用ボートについて定める。

(2) 規格

ア 救助用ボート（アキレス HB-420）

イ 最大搭載人員 6名

ウ 最大搭載馬力 60PS（44.1kW）

エ 航行区域 15PS以上／5海里（約9km）

オ 構造

（ア）両舷防舷材と船底の繋ぎ目に擦れ防止材を取り付けること。（詳細については別途指示による）

（イ）クレーンで吊り上げ、吊り下げが出来るよう、船体内部のFRP部分に十分な強度のスリングポイントを4カ所設置すること。吊り具は既存のスリングを移設し使用する。

（ウ）ジョッキースタイルシート及びステアリングスタンドを取り付け、操舵は油圧式とする。

カ 表示

ボートの両舷に、白色、丸ゴシック体の文字で「鳥取県西部消防局水難救助隊」と表示すること。（文字の大きさは、別途指示による）

(3) その他

ア 船体検査を受け、納入すること。

イ 以下の備品を附属すること。

（ア）法定備品

係船索、救命胴衣、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用救命浮環、小型船舶用消火バケツ、航海用レーダーリフレクター及び工具一式（法定備品の詳細については、別途指示による）

（イ）LED式白色全周灯及びLED式両色灯

車載用無線装置及び車載端末装置の車両設置に係る仕様書

(概要)

第1条 本仕様書は、車載用無線装置（車載用無線装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。（以下「無線機」という。））及び車載端末装置（車載端末装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。）の新規設置又は移設設置における必要な事項を定める。

(留意事項)

第2条 受注者は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 無線機及び車載端末装置（以下「無線装置等」という。）の新規設置又は移設設置、調整、技術的操作、無線交信試験等における作業（以下「設置作業」という。）は、無線局登録点検員の資格を有する者又はその監督のもとに行わせなければならない。
- (2) 消防局職員と事前の打ち合わせを十分に行い、一方的な解釈で設置作業は行わないこと。
- (3) 消防局の無線運用に支障を与えないよう留意し設置作業を実施し、必要な場合は消防局職員へ申し出ること。
- (4) 無線装置等は、消防局が別途契約している保守管理契約の対象装置であり、設置作業において必要な場合は職員に申し出て保守管理受託業者と協議を行うこと。
- (5) 新規設置又は移設設置に係る作業において発生する一切の経費は、仕様の範囲に含むものとする。

(対象車両)

第3条 新規に無線装置等を設置する車両（以下「新規車両」という。）及び既設の無線装置等を積載している車両（以下「既設車両」という。）は、消防局職員が指定する。

- (1) 新規車両 境港工作車 （下記(2)既設車両から無線装置等の移設設置）
- (2) 既設車両 境港工作車 （無線装置等の移設後に廃車予定）

(作業範囲)

第4条 無線装置等を実設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

2 無線装置等を移設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

(設置作業等)

第5条 設置作業は、次の各号により実施するものとする

- (1) 設置作業の実施場所は、電波管理上の点から消防局、消防署又は出張所の敷地内とする。
- (2) 設置作業は、作業日当日に完了するものとする。ただし、設置作業において特別な事情が発生した場合は、直ちに消防局職員にその旨を申し出て協議を行うものとする。
- (3) 既設車両から無線装置等を取り外す場合は、取り外し前及び作業中に消防局職員の確認を受けること。
- (4) 無線装置等の総合試験は、別紙1の作業明細により実施すること。
- (5) 無線機の調整は、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に定める電波の質の許容値、その他電波法関係法令に定める規格及び別紙2の試験調整項目表に定める項目とする。ただし、特別に許容値を設ける場合は別に指示する。
- (6) 設置作業において無線装置等に故障、不具合等が発見された場合は、受注者で調査するとともに、消防局職員へ報告し適切に対応すること。
- (7) 機器の取り付け位置、貫通部の位置、その他の疑義が生じた場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (8) その他設置作業に必要な事項は、別紙1の作業明細に定める。

(対象機器)

第6条 対象機器は次のとおりとする。(対象車両1台分)

機 器 名	数	単 位	新規又は移設の区分
無線機	1	台	新設又は移設設置
空中線共用器	1	式	新設又は移設設置
空中線及びベース	2	台	新設設置 (1/4 λ 空中線ベース付) 260MHz 用 2
ハンドセット及び掛金具	3	式	新設又は移設設置
外部スピーカー	3	台	新設設置 (車外用 2 台、車内用 1 台) 車外用は防水型
外部スピーカー用スイッチ	1	台	新設設置 (艀装設置 2 P スイッチ)
車載端末装置	1	式	新設又は移設設置
車外設定装置	1	式	新設又は移設設置
無線装置等の機能を有する ために必要な機器	1	式	新設又は移設設置

(検査)

第7条 設置作業が完了したら消防局職員へ申し出て、完了検査を受けなければならない。

(保証)

第8条 設置作業後1年以内に生じた故障、不具合等で、明らかに受注者の責任と見なされるものは無償で修理を行うものとする。

(協議)

第9条 本仕様書に明記されない事項で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

作 業 明 細

1. 取り外しに関する基本事項

- (1) 無線装置等の取り外しは、移設後正常に動作するよう十分留意して行うこと。
- (2) 無線装置等を取り外す前に、機器電源を切り、バッテリーに直接接続してある電源線を外すこと。
- (3) バッテリー端子、その他の電源線は、ショート等が発生しないように処置し作業すること。
- (4) 既設車両の空中線及び空中線ベースの車体貫通部は、取り外した後に雨水が入らないよう適切な処置を行っておくこと。
- (5) 車両のパネル、内装材、コンソール等（以下「車両パネル等」という。）を取り外した場合は、作業後に復旧すること。

2. 取り付けに関する基本事項

- (1) 車両パネル等の一部に穴をあける必要がある場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (2) ケーブル又は配線が、車体、車両パネル等を貫通する場合は、貫通部保護を行うこと。
- (3) 車両パネル等を取り外した場合は、作業後に当初の状況に復旧すること。ただし、消防局職員の指示により加工した部分を除く。

3. 取り付け基準

- (1) 無線機は、新設車両のダッシュボード、コンソール等に設置し、運転席又は乗員席から操作ができること。
- (2) 無線機のアースは、確実に車体アースを取ること。
- (3) 無線機の電源は、車両のバッテリーから直接取ること。なお、電源系統図を図1に示す。
- (4) ハンドセットは、無線機に隣接するように設置すること。
- (5) 補助ハンドセットを取り付ける場合は、消防局職員の指示する位置に設置すること。
- (6) 車内に外部スピーカーを取り付ける場合は、運転者や乗員に支障がない位置に設置すること。
- (7) 車外に外部スピーカーを設置する場合は、キャブ内に外部スピーカー用スイッチを取り付けるものとする。
- (8) 空中線及び空中線ベースの取り付け位置は、車体の屋根上とすること。ただし、車体の構造上支障がある場合は、消防局職員と協議し設置場所を決定すること。
- (9) 空中線及び空中線ベースのアースは、確実に車体アースを取ること。
- (10) ケーブル又は電線が車体を貫通する場合は、当該貫通部から雨水が浸入しないよう処置すること。
- (11) 車載端末装置の操作部は、容易に操作ができる位置に設置すること。
- (12) 車載端末装置の制御部は、座席の下等で乗車に支障がなく、かつ、乗員の踏みつけ等による破損が起らない位置とすること。
- (13) 車載端末装置の制御部ケーブルは純正品に限るものとし、また、指定されたケーブル長を超えることはできない。
- (14) 設置作業に当たって、既設ケーブルの劣化又は破損、取り付け位置の関係でケーブル長の不足等を確認した場合は、消防局職員に報告し必要な場合は艤装メーカーと協議を行うこと。

4. 無線機の試験

- (1) 無線機の実装が完了したら、別紙2の試験調整項目表に従い無線機の試験を実施すること。特に、送信出力（空中線のマッチング）、送信周波数、変調特性等、調整を必要とする項目は職員の確認を受け入念に行うこと。
- (2) 無線機の通話試験は、無線機に搭載されている送信周波数で必要なものを順次発射し、消防局との無線交信状況を確認することとする。

5. 車載端末装置の試験

- (1) 単体動作試験
 - ①電源投入試験
車載端末装置の電源投入及び電源切断を実施し、正常に起動することを確認すること。
 - ②動態操作試験
車載端末装置の各動態ボタンを押し、機器ディスプレイ上の表示を確認すること。
- (2) 動作試験は、別紙2の試験調整項目表に従い動作試験を行うこと。

① I D 確認試験

無線機と接続後、車載端末装置の動態ボタンを押し、指令システム上で指定 I D の車両動態が変化するか確認すること。

② 動態登録試験

車載端末装置の各動態ボタンを押し、指令システム上の動態変化と整合が取れていることを確認すること。

試験調整項目表

1. 取り外し前

(1) 無線機の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー
送信出力	全チャンネル (進行波電力、反射波電力)
通話試験	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統制波 1)

(2) 車載端末装置の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
機能試験	操作及び機能全般
車両位置情報	車両 G P S との連動
試験動態	全動態 (F O M A 回線による)

2. 取り付け後

(1) 無線機の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー
送信出力	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 2、活動波 3、活動波 4)
送信周波数	同上
スプリアス輻射強度	同上
変調精度	同上
通話試験	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統制波 1)

(2) 車載端末装置の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
I D 確認試験	
機能試験	操作及び機能全般
車両位置情報	車両 G P S との連動
試験動態	全動態 (F O M A 回線による)

(3) 無線装置等の総合試験

項 目	摘 要
無線装置と車載端末装置の機能連動試験	車載端末装置による無線チャンネルの切り替え 無線装置による動態・位置情報の送信機能等
その他、無線装置等に関する総合試験	

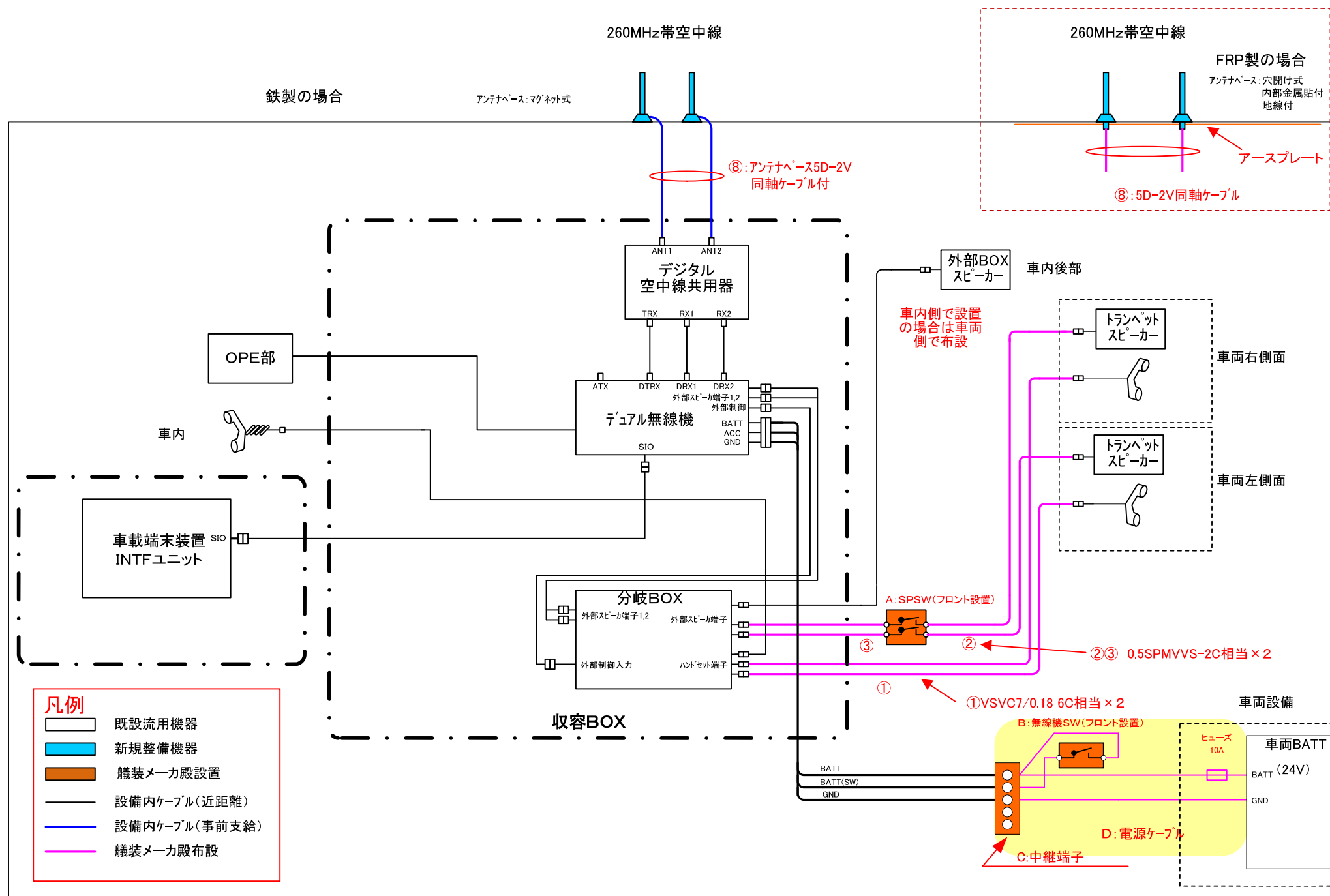
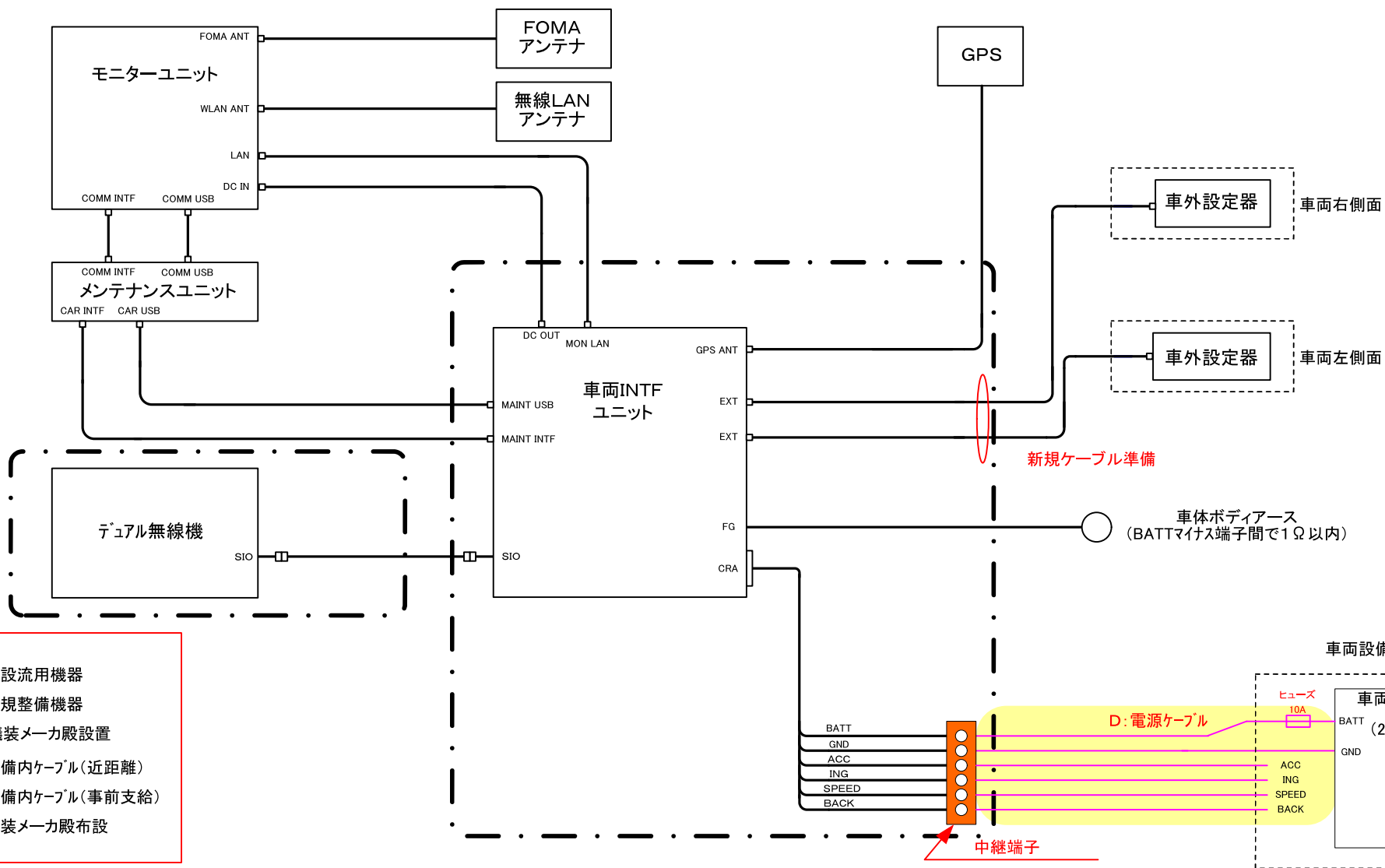


図1 消防車 無線機接続系統



車載端末装置(24V)接続系統

年 月 日

入 札 書 （ 第 回 ）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）を承知の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

件 名	救助工作車（Ⅱ型）の納入
納 入 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 救助工作車（Ⅱ型）の納入
- 2 開 札 日 年 月 日
- 3 辞 退 理 由

年 月 日

入 札 物 品 確 認 書

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

提出者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1 件 名 救助工作車（Ⅱ型）の納入

2 開 札 日 年 月 日

3 入 札 物 品

※ 該当する項目の□をチェックしてください。

☐ 仕様書に定める規格で入札に参加

☐ 仕様書に定める規格以外の同等品で入札に参加（組合の認定が必要）

【添付資料】

・同等品の仕様が確認できる書類（カタログ等）

（仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加する場合の認定結果等）

認定結果は、令和7年6月6日（金）正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、令和7年6月9日（月）正午までに同等品の再提出を行い、再認定を受けることを認めることとします。

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に
貼付してご使用ください。

配 達 日
指定郵便

配達指定日

令和7年6月23日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広消31
案 件 名	救助工作車（Ⅱ型）の納入
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。